

# 健康保険被扶養者資格喪失証明書

住 所		保 険 者 番 号				記 号
						番 号
被保険者（組合員）氏名	生 年 月 日	続柄	退 職 年 月 日	資格取得年月日 資格喪失年月日（退職日の翌日）		
	昭・平・令・西暦 年 月 日			本人	年 月 日	取得 年 月 日
被 扶 養 者	氏 名	生 年 月 日	続柄	退職以外のときの喪失理由	被扶養者資格認定日（資格取得日） 被扶養者認定除外日（資格喪失日）	
		昭・平・令・西暦 年 月 日			取得 年 月 日	喪失 年 月 日
		昭・平・令・西暦 年 月 日			取得 年 月 日	喪失 年 月 日
		昭・平・令・西暦 年 月 日			取得 年 月 日	喪失 年 月 日
		昭・平・令・西暦 年 月 日			取得 年 月 日	喪失 年 月 日
		昭・平・令・西暦 年 月 日			取得 年 月 日	喪失 年 月 日
		昭・平・令・西暦 年 月 日			取得 年 月 日	喪失 年 月 日
		昭・平・令・西暦 年 月 日			取得 年 月 日	喪失 年 月 日
上記のとおり証明します。 令和 年 月 日 事業所所在地 事業所名称 電話 番号 (            )            -						

-----キ リ ト リ 線-----

**一 退職しても何らかの医療保険に必ず加入してください 一**

一般的には次の3つが考えられます。

- ① 退職前の健康保険を任意継続（最長2年間）する。（届出は資格喪失後20日以内）
- ② 家族の健康保険（国民健康保険を除く）に扶養家族として加入する。
- ③ 住所地の国民健康保険に加入する。

**一 広島市国民健康保険に加入される方へ 一**

広島市の国民健康保険に加入される際には、上の資格喪失証明書に加えて、次のものをお持ちのうえ、住所地の区役所保険年金課または出張所に届出をしてください。

- 追加加入の際、世帯主がすでに国民健康保険に加入しているときは、世帯主の国民健康保険の記号・番号が分かるもの（※）  
※ マイナポータル資格情報画面等、資格情報のお知らせ、資格確認書等
- 国民年金に加入しなければならない人は、基礎年金番号通知書、年金手帳
- 口座のわかるもの（金融機関等の通帳と通帳使用印・キャッシュカードなど）  
※ 保険料は口座振替による納付をお願いします。
- 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど）  
※ 資格情報のお知らせ又は資格確認書の窓口交付（原則は郵送）を希望する人は、官公署発行の顔写真のある本人確認書類が必要です。  
※ 代理人が手続きをする場合、委任状が必要です。  
※ 委任状の内容については、住所地の区役所保険年金課にお尋ねください。
- 世帯主及び国民健康保険に加入する人のマイナンバーが確認できるもの

- 注意) 1. 国民健康保険の資格取得は届出日からではなく、健康保険の資格喪失日からとなります。  
 2. 保険料は、資格取得日の属する月から賦課されます。  
 ※ 届出が遅れたときは、最高2年間さかのぼります。  
 3. 届出時にマイナ保険証の利用登録状況を届出書に記載いただきます。記載いただいた内容に応じて、マイナ保険証がある人には資格情報のお知らせを、マイナ保険証がない人には資格確認書を交付します。

〔区役所保険年金課〕

- |                              |                                |
|------------------------------|--------------------------------|
| ●中区保険年金課 TEL082-504-2555（直通） | ●安佐南区保険年金課 TEL082-831-4929（直通） |
| ●東区保険年金課 TEL082-568-7711（直通） | ●安佐北区保険年金課 TEL082-819-3909（直通） |
| ●南区保険年金課 TEL082-250-8941（直通） | ●安芸区保険年金課 TEL082-821-4910（直通）  |
| ●西区保険年金課 TEL082-532-0933（直通） | ●佐伯区保険年金課 TEL082-943-9712（直通）  |

# 国民健康保険について

私たちにとって、元気で健康に過ごせることが何より大切ですが、いつなごき病気にかかったり、思わぬケガをしないとも限りません。医療保険は、このようなときに備えてお互いが収入などに応じて保険料を出し合い、助け合う制度で、国民のだれもがいずれかの医療保険に加入するよう義務づけられています。

このため事業所等を退職されることなどにより、これまでの医療保険の資格を失うと、何らかの医療保険に加入しなければなりません。一般的には次の3つが考えられます。

- ① 退職前の健康保険を継続する(社会保険の「任意継続加入健康保険」)。
- ② 家族の健康保険(国保を除く。)に扶養家族として加入する。
- ③ 国保に加入する。

## 社会保険の「任意継続加入健康保険」をご存じですか？

会社を退職され、次に該当する方は、医療保険の加入を「国保」と「任意継続加入健康保険」から選択することができます。

### ◎ 任意継続健康保険に加入することができる人は？

健康保険 : 資格喪失日の前日まで継続して2か月以上被保険者の資格があった人

各種共済組合 : 退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった人

### ◎ 任意継続健康保険に加入することができる期間は？

健康保険、共済組合とも最長2年間

### ◎ 任意継続健康保険の加入の手続き等は？

加入の手続きは、健康保険は退職日の翌日から(共済保険は退職日から)20日以内に申込みを行う必要があります。

他に健康保険では扶養家族を認定する場合、その方の収入証明書等も必要ですので事前に電話で確認してください。

健康保険 : 加入する方の住所地の全国健康保険協会の各都道府県支部で行います。

各種共済組合 : 在職中のそれぞれの事務局で行います。

## 倒産・解雇や雇止めなどにより離職された人の保険料軽減措置について

離職時に65歳未満で、倒産・解雇などによる離職や雇止めなどによる離職をされた人の国民健康保険料などが軽減されます。

手続きには雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知が必要です。

(離職理由コード11,12,21,22, 23,31,32, 33,34に該当される方)

※前年中の給与所得が少ない時には、軽減されない場合がありますので、御了承ください。

-----キリトリ線-----

## 家族の健康保険(国保を除く。)に扶養家族として加入することはできませんか？

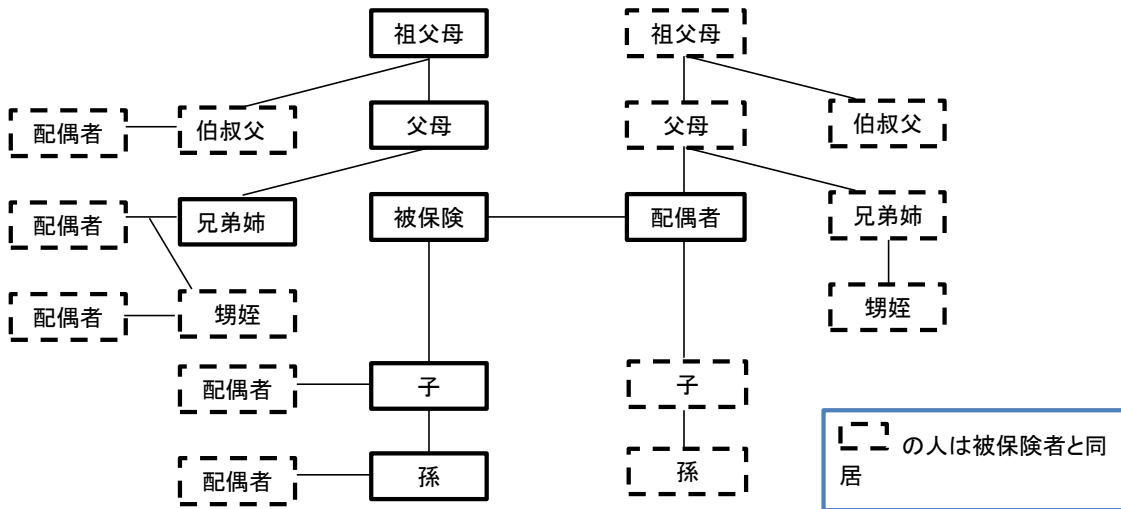
次に該当する方は、家族の職場の健康保険に扶養家族として加入できる場合があります。

### ◎ 収入要件

年間収入が130万未満(60歳以上または障害者の場合は、180万円未満)かつ

同居の場合: 収入が被保険者(家族)の収入の半分未満

別居の場合: 収入が被保険者(家族)からの仕送り額未満



家族の健康保険に扶養家族として加入できると思われる場合は、家族の職場の健康保険担当者へ御相談をお願いします。